

公的年金等受給者の所得税確定申告不要制度 制度の注意点をお知らせします

平成23年分の所得税確定申告から、公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、他の所得が20万円以下である場合には、確定申告が不要となる制度が創設されましたが、次のような注意点がありませんのでお知らせします。

- ① 申告が不要になるということとは、所得税が非課税となることではありません。仮に申告を行うと、追加で支払うべき所得税額が発生する場合でも、申告を行う必要がないという意味です。
- ② 生命保険料控除や医療費控除などにより所得税の還付を希望される場合は、確定申告を行う必要があります。
- ③ 公的年金等収入金額以外の所得がある方は、その所得金額が20万円以下であつても住民税の申告が必要です。（所得金額の合計額が28万円以下の場合を除く）
- ④ 確定申告を行わない場合は、年金支払者から加東市に送付される公的年金等支払報

告書などの課税資料のみで、個人住民税の額を決定します。したがって、左表に該当される方は、確定申告の時期に住民税の申告を行っていただきますようお願いいたします。（確定申告相談の受付日程は広報かとう2月号に掲載します）

問い合わせ
総務部税務課（社庁舎）
☎43・0396

確定申告不要制度に該当される方で、住民税の申告が必要な場合

年齢	公的年金等収入金額合計	所得控除
65歳未満 (昭和23年1月2日以降に生まれた方)	98万円を超え103万円以下	公的年金等の源泉徴収票に配偶者控除、扶養控除、障害者控除、寡婦控除が記載されていない方で、これらいずれかの控除がある場合
	103万円を超える	①公的年金等の源泉徴収票に記載されている配偶者控除、扶養控除、障害者控除、寡婦控除の人数・内容変更を行う場合 ②生命保険料控除・地震保険料控除・医療費控除・寄附金控除などがある場合
65歳以上 (昭和23年1月1日以前に生まれた方)	148万円を超え153万円以下	公的年金等の源泉徴収票に配偶者控除、扶養控除、障害者控除、寡婦控除が記載されていない方で、これらいずれかの控除がある場合
	153万円を超える	①公的年金等の源泉徴収票に記載されている配偶者控除、扶養控除、障害者控除、寡婦控除の人数・内容変更を行う場合 ②生命保険料控除・地震保険料控除・医療費控除・寄附金控除などがある場合

平成25年度 償却資産の申告について

償却資産とは、工場・商店・アパートなどを経営している会社や個人の方が、その事業の経費に算入することができる機械・器具・備品・設備などの資産です。

償却資産を所有されている方は、平成24年12月中旬に税務課からお送りした「償却資産申告書」を、1月31日(木)までに提出していただきますよう、お願いします。

なお、「eLTAX」による申告もご利用いただけます。

問い合わせ 総務部税務課（社庁舎）
☎43-0395

「こんにちは赤ちゃん訪問」 を実施しています

市では、乳児の健やかな成長とご家庭の育児を応援するために、生後4か月までの乳児がいるすべてのご家庭を訪問しています。（訪問の際は、事前に電話連絡のうえ、お問い合わせします）

訪問時には、子育てについてのご相談に応じるほか、子育てに役立つ情報や、お役立ちグッズをお届けします。

- 乳児の成長を記録（体重測定）
- 子育て情報がつまった「子育てハンドブック」や、もしものときに役立つ「応急ブック」などをプレゼント
- 子育て相談窓口、児童館、子育てサークル、かとう子育てねっとなどの情報をお知らせ

問い合わせ 福祉部子育て支援課
(社庁舎) ☎43-0408

